

2 定期刊行物

(1) 購入の状況

ア 購入部数と購入金額

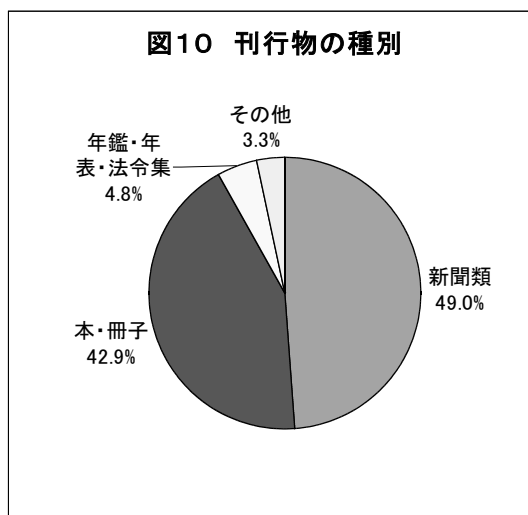
全機関における購入部数は3,340部で金額は8,413万円であった。これを部局別で示すと表4のとおりである。

表4 部局別購入状況

部局別	部数	金額 (円)	割合 (%)
知事公室	127	5,001,889	6.0
総務企画部	108	9,237,641	11.0
学術国際部	183	4,365,245	5.2
健康福祉部	278	4,791,662	5.7
生活環境文化部	77	1,810,532	2.2
農林水産部	509	6,534,703	7.8
産業経済労働部	159	4,824,916	5.7
建設交通部	203	5,444,312	6.5
出納局	45	1,193,108	1.4
鹿角地域振興局	76	1,947,058	2.3
北秋田地域振興局	144	3,733,348	4.4
山本地域振興局	104	2,633,518	3.1
秋田地域振興局	166	3,387,650	4.0
由利地域振興局	113	2,647,265	3.2
仙北地域振興局	124	2,688,069	3.2
平鹿地域振興局	101	2,378,002	2.8
雄勝地域振興局	82	2,232,491	2.7
議会事務局	40	1,623,420	1.9
人事委員会事務局	28	519,098	0.6
監査委員事務局	47	844,724	1.0
労働委員会事務局	26	453,818	0.5
教育庁(県立学校含む)	376	9,189,273	10.9
警察本部(警察署含む)	224	6,652,998	7.9
合計	3,340	84,134,740	100

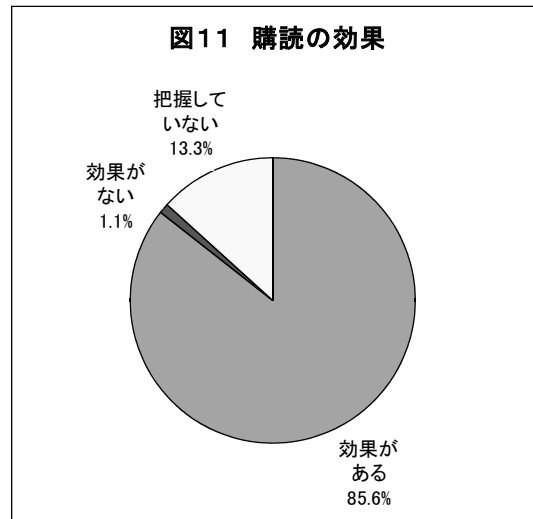
注) 割合は購入合計額に占める各部局の割合で、金額ベースである。

イ 刊行物の種別



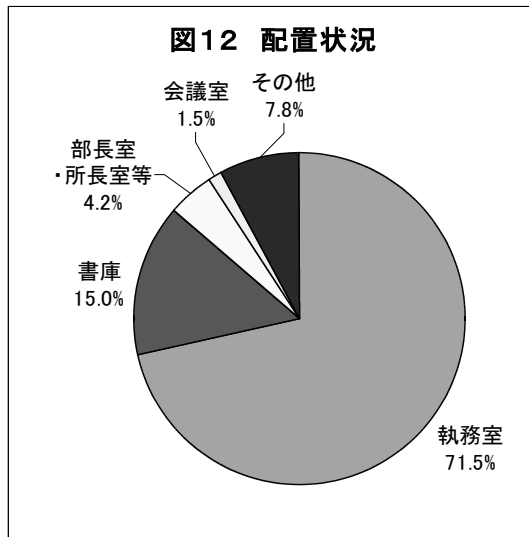
注) 割合は部数ベース

(2) 購読の効果

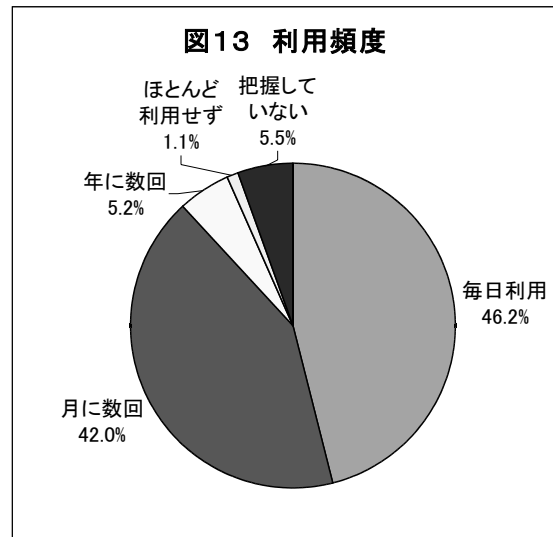


(3) 利用状況について

ア 配置状況



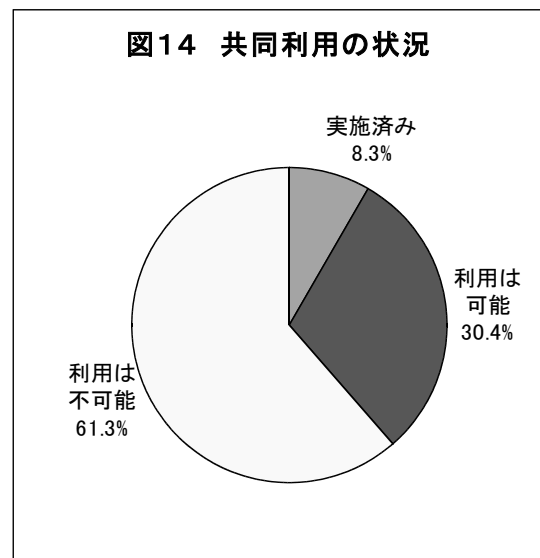
イ 利用頻度



ウ 共同利用の状況

共同利用ができない主な理由は、「単独公所であること」等であった。

注) 共同利用：同じ刊行物を、本庁、教育庁、警察本部等にあつては課、地域振興局にあつては部相互間で利用することをいう。



(4) 見直しの状況

19年度の見直しによる全機関の削減の状況は、部数で218部、金額で394万円であった。

これを部局別に示すと表5のとおりである。

表5 部局別削減状況

部局別	18年度(再掲)		19年度		削減割合(%)
	購入部数	購入金額(円)	削減部数	削減金額(円)	
知事公室	127	5,001,889	19	586,574	11.7
総務企画部	108	9,237,641	13	402,208	4.4
学術国際部	183	4,365,245	13	206,688	4.7
健康福祉部	278	4,791,662	12	233,402	4.9
生活環境文化部	77	1,810,532	9	39,882	2.2
農林水産部	509	6,534,703	6	67,145	1.0
産業経済労働部	159	4,824,916	16	451,405	9.4
建設交通部	203	5,444,312	8	86,376	1.6
出納局	45	1,193,108	8	241,797	20.3
鹿角地域振興局	76	1,947,058	3	51,900	2.7
北秋田地域振興局	144	3,733,348	13	235,454	6.3
山本地域振興局	104	2,633,518	2	28,050	1.1
秋田地域振興局	166	3,387,650	12	247,844	7.3
由利地域振興局	113	2,647,265	6	202,860	7.7
仙北地域振興局	124	2,688,069	4	46,700	1.7
平鹿地域振興局	101	2,378,002	4	58,560	2.5
雄勝地域振興局	82	2,232,491	2	42,900	1.9
議会事務局	40	1,623,420	0	0	-
人事委員会事務局	28	519,098	2	71,484	13.8
監査委員事務局	47	844,724	5	51,350	6.1
労働委員会事務局	26	453,818	0	0	-
教育庁(県立学校含む)	376	9,189,273	49	476,410	5.2
警察本部(警察署含む)	224	6,652,998	12	112,962	1.7
合計	3,340	84,134,740	218	3,941,951	4.7

注1) 削減部数及び金額は、18年度に購入した刊行物のうち、19年度に購入を削減する刊行物の部数及び金額である。

注2) 削減割合は、当該部局の18年度購入金額に対する削減金額合計の割合である。

3 庁内LANによる県例規の利用等に関する調査

(1) 電子版例規集等の更新状況について

電子版例規集と加除式の秋田県例規集の更新状況を比較、検討するため、電子版例規集のデータ構築業務委託について調査を行った。

電子版例規集の更新は条例等の改正に合わせて通常年4回行われているが、加除式の秋田県例規集は年2～3回の更新となっている。

(2) 新文書管理システムについて

文書管理システムは、県の行政文書を題名から検索するシステムであるが、第4期行財政改革推進プログラムにおいてはシステムの更新が予定されているので、この機能がどう向上するのか調査を行った。

実施計画では、すべての職員が一人一台パソコンから検索できるようになるとともに、県計画や指針・方針、要項・要領等の行政文書についてはその概要も含め検索できるよう検討されている。

(3) アンケート調査について

電子版例規集やインターネットに登載されている各種法令集等が職員にどの程度利用されているのかを把握するため、監査対象となった課所の職員に対しアンケート調査を実施し288件の回答を得た。

「電子版例規集を利用したことがある」は55.9%で、そのうち利用回数が「年に1～10回」が51.6%、「年に10回以上」が48.4%であった。

国の「法令データ提供システム」については、「内容を知っている」が35.1%でそのうち「利用したことがある」は69.3%であった。

また、アンケートでは支援システムの利便性向上に対する要望も調査したが、条例、規則にとどまらず、業務に不可欠な要綱、要領などを含めて掲載することや、使い勝手の向上を求める要望があった。

第Ⅲ 監査結果

監査対象となった41課所に対する監査を実施したところ、19年度において一部の見直しが行われていたものの、なお次に述べるような様々な問題や課題があった。

今後、図書等の購入にあたって、以下の点をふまえ、全庁的になお一層の見直しを行い削減に取り組む必要がある。

今回の監査結果から、監査委員としては、今後も見直し内容などについて報告を求め検証するなど、継続して監査を実施していく必要があると考えている。

1 必要性の検討状況

(1) 必要性の検討

図書の必要性については、その利用頻度、業務との関わりなどから判断されるべきであるが、介護保険に関する図書のように業務が市町村に委譲されて久しく、県の業務上の関わりが薄くなっているにもかかわらず購入している例や、モデル文例集など一般の書籍等を購入することで対応できる例もある。

また、図書の追録が発行の都度自動的に送られてくるため、必要性や経済性についての検討が十分に行われないうまま、漫然と購入している例が少なくない。

さらに刊行物では、具体的な目的が明確でなく、単に情報収集の必要性を理由にしている例や、時刻表類のように毎月購入する必然性が希薄な例もある。

このため、購入にあたっては必要性について十分な検討が必要である。

(2) インターネットなど代替手段の活用

法律や政省令は国の「法令データ提供システム」により検索、利用が可能になっているが、なお関係する図書を購入している例がある。これらについては、インターネットなどを通じて必要な情報が得られることがあるので、その利用の有用性について十分検討し、図書等を購入する必要がある。

(3) 図書等の共通化

各地域振興局の同一の部を横並びに比較すると、購入している図書等の種類や購入額に大きな違いがあった。しかし、それぞれの地域振興局の基本的業務や事業の内容にそれほど大きな違いは見られない。従って、業務の共通性を考慮すれば、保有する図書等の一定の共通化を図ることが必要である。

また、本庁の関係各課においては、地域振興局が購入する図書等の一定の共通化に関し調整を行う必要がある。

(4) 類似図書の整理

地域振興局においては、内容の似通った図書の購入が見られる。例えば、建設部では不動産登記、建築関係などにこの傾向があることから、購入に当たっては必要性や優先度を十分検討し、図書を絞り込む必要がある。

2 購読効果の把握

図書等について、購読効果を把握していないものがあることから、定期的に効果を確認する必要がある。

3 刊行物の重複購入

本庁で購入して地域振興局に配付している刊行物を地域振興局でも独自で購入している例がある。利用状況からして複数購入する理由に乏しく、配付に当たっては十分確認し、重複購入を防止する必要がある。

4 利用の頻度

図書等の利用頻度については、年に数回しか利用しない場合や、ほとんど利用しない場合が見受けられる。

このため、利用頻度の少ない図書については、一般の書籍等で代替できないか、または購入の取りやめを検討する必要がある。

また、利用頻度を把握していない場合もあるが、利用頻度の把握は図書の必要性の判断にもつながるので、確実に把握しておく必要がある。

5 共同利用の状況

本庁各部局内や各地域振興局内で図書等を共同利用している場合は、それほど多くないことから、今後、積極的に共同利用を図る必要がある。

地域振興局においては、福祉環境部と農林部で購入している環境リサイクルに関する図書や、農林部と建設部で購入している建設関係の図書など、同じ図書を複数の部で購入している例がある。これらは、地域振興局内で共同で利用するよう調整を図ることが必要である。

6 加除の実施状況

(1) 加除するまでの期間

図書の内容が変更されてから、加除するまでの期間については、6ヵ月以上を要していた例が少なからず見られた。

また、本庁において、年間3回の追録の配本があったが、まとめて一度に加除したために配本されてから加除まで6ヵ月以上を要した例があった。

図書は追録を加除することにより、内容が最新の状態に保たれるということが大きな利点である。従って、加除は追録の配本を受けたら直ちに行う必要がある。

(2) 加除を行う者

図書の加除はほとんど発行元が行っている。しかし、先に述べたように図書の利点を生かすには、追録が発行されたら速やかに加除することが必要であり、発行元の加除を待つまでもなく、自ら加除を行う積極的な対応が必要である。

7 見直しの状況

(1) 図書の見直しによる削減の状況

図書については19年度中の見直しにより、18年度購入額に比較して1,044万円(監査対象41課所分)の削減となっている。これは削減率(金額ベース)で16.1%となる。

(2) 刊行物の見直しによる削減の状況

刊行物については19年度中の見直しにより、18年度購入額に比較して155万円(監査対象41課所分)の削減となっていた。これは削減率(金額ベース)で5.0%となり、この割合は図書の削減率よりかなり低くなる。

このように19年度中に見直しが行われているが、上記**1**～**6**をふまえば、なお一層の見直しが行えるものと認められた。

第Ⅳ 要望事項

第Ⅲで述べたとおり、図書等の購入について多くの見直しすべき点があるので、経済性、有効性などの観点から、特に次の事項について要望する。

1 購入の必要性の検討

図書等の購入に際しては、利用頻度、業務との関わりなど必要性を十分に検討すること。

また、購入した図書等がどの程度利用されているかについても把握すること。

2 必要な図書等の共通化

各地域振興局で保有する図書等の一定の共通化を検討すること。

また、本庁においても積極的に調整すること。

3 共同利用の積極的推進

本庁各部局内、各地域振興局内で同一の図書を複数購入している場合は、調整を行い共同利用を図ること。

4 インターネット等の活用

インターネットや庁内LANを代替手段として積極的に活用するとともに、図書等購入の必要性の見直しを行うこと。

5 削減状況の報告

上記をふまえた上で、20年度の削減状況について報告すること。